

VI 今後の課題

感染症分野では、新興・再興感染症の出現や重大な感染症発生の脅威など、直面する複雑な課題への対応が求められている。新型コロナウイルス感染症が定点報告に移行した令和5年5月8日以降も、新型コロナウイルスのリアルタイムPCR検査、次世代シーケンサー(NGS)によるゲノム解析及び疫学情報の解析は継続した。情報センターとしては定点報告化前後でも患者数の変化が追えるような検証を行うとともにウイルス変異のゲノム病原体検査情報も収集し、流行状況の統合的な情報分析提供を継続的にいき、その結果を県に報告するとともに毎週感染症情報センターHPにおいても広く県民に情報提供を行ってきた。

さらに、年間を通じてインフルエンザや新型コロナウイルスも含めた肺炎、急性呼吸器感染症の原因ウイルス等の発生動向も把握するため、令和5年5月8日から急性呼吸器感染症(病原体)サーベイランスを実施要領に基づく県事業として開始した。令和6年3月末までに3,220症例3,220検体のうち2,614検体から病原体を検出しており、患者年齢別・検出時期別に検出されたウイルス状況をまとめ、広くホームページで公開してきた。

また、腸管出血性大腸菌感染症原因究明事業については県内食中毒事例を取り上げ国立感染症研究所の専門家も交えた保健所担当者向けに、菌の分子疫学解析と患者疫学調査についての情報センター主催の報告研修会を令和6年2月に実施した。

令和5年に衛生研究所の機能強化の法的整備として感染症法及び地域保健法の改正で、衛生研究所の法的位置づけが明確となり、それに伴う次のパンデミック対応に備えた機器整備等の強化も行われている。埼玉県の先駆的取組みもあり、急性呼吸器感染症サーベイランスは厚生労働省審議会を経て、令和7年度感染症発生動向調査事業としての実施に向けて法令改正と制度構築が行われている。このようなパンデミック対応の経験を生かした幅広い感染症機能強化が今後も求められる状況にある。

法改正に伴う衛生研究所の機能強化に実質的に対応していくには、微生物学や疫学等の専門知識を持ち、関係機関等との調整及び説明能力がある中核的人材の確保・育成が必要である。平時業務において専門性の研鑽と合理的な機器の整備充実も必要不可欠と考えられる。健康危機発生時には、様々なネットワークや経験が生きるため、国立感染症研究所や他の衛生研究所等との学術活動も通じた専門的連携も一層強めていくべきである。